特種用途自動車の税率

						前税率番号	現行税率番号	営業用（×××-1） 本則税率	15%重課	10%重課	75%軽課	50%軽課	自家用（×××-6） 本則税率	15%重課	10%重課	75%軽課	50%軽課	地位協定車（×××－9）
特種用途自動車	霊柩車					21	800	6,500	－	7,100	2,000	3,500	8,000	－	8,800	2,000	4,000	－
	トラック型の自動車	都条例規則第28条の10の1号（例示） 消防車　冷蔵冷凍車　コンクリート作業車　タンク車 架線修理車　血液運送車　塵芥車　高所作業車 散水車　粉粒体運搬車　糞尿車　クレーン車 上記に類するもの くい打ち車　レッカー車　活魚運搬車　給水車 穴堀建柱車　消毒車　照明車　寝具乾燥車 梯子車　電源車　郵便車　給油車 架線自動車　死体運搬車　清掃車　ミキサー車 電気作業車　工業作業車　農業作業車　保線作業車 ポンプ車　コンベア車　ウインチ車　ボイラー車 保温車　起重機自動車　作業自動車　畳乾燥車 パラセメント運搬車　スターティングゲーロ車 アスファルト運搬車　電機地層検査測定車 など	最大積載量の定めあり	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	けん引車・被けん引車以外	最大積載量　～　1トン	21	801	6,500	－	7,100	2,000	3,500	8,000	－	8,800	2,000	4,000	－
						1トン　～　2トン	22	802	9,000	－	9,900	2,500	4,500	11,500	－	12,600	3,000	6,000	－
						2トン　～　3トン	23	803	12,000	－	13,200	3,000	6,000	16,000	－	17,600	4,000	8,000	－
						3トン　～　4トン	24	804	15,000	－	16,500	4,000	7,500	20,500	－	22,500	5,500	10,500	－
						4トン　～　5トン	25	805	18,500	－	20,300	5,000	9,500	25,500	－	28,000	6,500	13,000	－
						5トン　～　6トン	26	806	22,000	－	24,200	5,500	11,000	30,000	－	33,000	7,500	15,000	－
						6トン　～　7トン	27	807	25,500	－	28,000	6,500	13,000	35,000	－	38,500	9,000	17,500	－
						7トン　～　8トン	28	808	29,500	－	32,400	7,500	15,000	40,500	－	44,500	10,500	20,500	－
						8トン　～	29	809	計算額 1トンごとに ＋4,700円	－	計算額 1トンごとに ＋5,000円	計算額 1トンごとに ＋1,200円	計算額 1トンごとに ＋2,400円	計算額 1トンごとに ＋6,300円	－	計算額 1トンごとに ＋6,900円	計算額 1トンごとに ＋1,600円	計算額 1トンごとに ＋3,200円	－
			最大積載量の定めなし	小型自動車		22	810	9,000	－	9,900	2,500	4,500	11,500	－	12,600	3,000	6,000	－
				普通自動車		25	811	18,500	－	20,300	5,000	9,500	25,500	－	28,000	6,500	13,000	－
	バス型の自動車	都条例規則第28条の10の3号（例示） 救急車　現金輸送車　移動電話車　医療防疫車　路上試験車　患者輸送車 事務室車　食堂車　放送中継車 上記に類するもの 護送車　採血車　車椅子移動車　入浴車　美容・理容車　加工車 広報車　図書館車　アンプ車　移動映画車　キッチン車　取材車 寝台自動車　テレビ中継車　移動無線自動車　テレビ電源車　放送自動車　レントゲン車 録音自動車　犬猫理容専門車　警察車　臓器移植用緊急輸送車 身体障害者輸送車 など			普通自動車である放送宣伝車		85	820	17,500	－	19,200	4,500	9,000	17,500	－	19,200	4,500	9,000	－
					放送宣伝車以外		84	821	14,500	－	15,900	4,000	7,500	14,500	－	15,900	4,000	7,500	－
	キャンピング車（自家用のもの）				総排気量　～　1000cc		80	830	－	－	－	－	－	23,600	27,100	－	6,000	12,000	－
					1001cc　～　1500cc		80	831	－	－	－	－	－	27,600	31,700	－	7,000	14,000	－
					1501cc　～　2000cc		80	832	－	－	－	－	－	31,600	36,300	－	8,000	16,000	－
					2001cc　～　2500cc		80	833	－	－	－	－	－	36,000	41,400	－	9,000	18,000	－
					2501cc　～　3000cc		80	834	－	－	－	－	－	40,800	46,900	－	10,500	20,500	－
					3001cc　～　3500cc		80	835	－	－	－	－	－	46,400	53,300	－	12,000	23,500	－
					3501cc　～　4000cc		80	836	－	－	－	－	－	53,200	61,100	－	13,500	27,000	－
					4001cc　～　4500cc		80	837	－	－	－	－	－	61,200	70,300	－	15,500	31,000	－
					4501cc　～　6000cc		80	838	－	－	－	－	－	70,400	80,900	－	18,000	35,500	－
					6001cc　～		80	839	－	－	－	－	－	88,800	102,100	－	22,500	44,500	－
					電気自動車		80	840	－	－	－	－	－	23,600	－	－	－	－	－
	教習車				被けん引車		45	850	－	－	－	－	－	5,300	－	－	－	－	－
					被けん引車以外		07	851	－	－	－	－	－	9,500	10,900	－	2,500	5,000	－
	けん引自動車（教習、小型三輪以外）				小型自動車		－	860	7,500	－	8,200	2,000	4,000	10,200	－	11,200	3,000	5,500	－
					普通自動車		－	861	15,100	－	16,600	4,000	8,000	20,600	－	22,600	5,500	10,500	－
	被けん引自動車（教習車を除く）			小型自動車			45	870	3,900	－	－	－	－	5,300	－	－	－	－	－
				普通自動車で最大積載量の定めがないもの			－	871	7,500	－	－	－	－	10,200	－	－	－	－	－
				普通自動車のキャンピング・トレーラー等			－	872	7,500	－	－	－	－	10,200	－	－	－	－	－
				普通自動車で最大積載量の定めがあるもの	最大積載量　8トン以下		－	878	7,500	－	－	－	－	10,200	－	－	－	－	－
					最大積載量　8トン超		－	879	計算額 1トンごとに ＋3,800円	－	－	－	－	計算額 1トンごとに ＋5,100円	－	－	－	－	－
										－	－	－	－		－	－	－	－
										－	－	－	－		－	－	－	－
										－	－	－	－		－	－	－	－
	三輪小型自動車						91	880	4,500	5,100	4,900	1,500	2,500	6,000	6,900	6,600	1,500	3,000	－
地位協定		普通自動車	乗用車で総排気量が4500cc以下				－	910	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	19,000
			乗用車で総排気量が4500cc超				－	915	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	22,000
			トラック				－	920	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	32,000
		－	四輪小型自動車				－	925	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7,500